

特記仕様書

(明石市立夜間休日応急診療所 2階空調設備修繕業務)

1 修繕概要

修繕名称 明石市立夜間休日応急診療所 2階空調設備修繕業務
場 所 明石市大久保町八木743-33
期 間 契約締結日の翌日から、2025年（令和7年）12月1日まで
概 要 室外機エンジンの経年劣化により、シリンダの劣化・摩耗部分からのオイル漏れが生じている状況である。交換部品の供給がないことから、部分修理ではなく、室外機及び室内機共に同等の代替機器に置き換えて更新を行うものである。
なお、配管については基本的に既設のものを活用し、機器周辺の接続にかかる必要部分のみ入れ替えを行うものとする（既設配管の漏洩確認を含む）。

2 支払条件

完成後、一括支払い

3 特記事項

- (1) 受注者は、修繕にあたって、要求性能を確保できるよう施工方法・内容を十分確認し、また、施設の行事や安全対策等に十分配慮の上、施工を行うこと。
- (2) 修繕担当技術者は、修繕期間中、できる限り変更しないこと。
- (3) 万一、事故や苦情が発生した場合には、速やかに対応するとともに、対応内容を記録し、本市担当係員に報告すること。
- (4) 修繕着手前に敷地内外（敷地内の既存建物、近接建物、道路等の構造物など）の写真撮影を行い、修繕完成時に現状復旧が行われているか確認すること。
- (5) 修繕期間中は、資機材の搬入・搬出時等において、必要に応じて交通誘導員を配置して、通行人の安全を確保すること。
- (6) 作業工程、仮設計画等の作成及び修繕作業にあたっては、関係部局と十分に事前打ち合わせを行い、施設の運営に支障が生じないように配慮すること。
- (7) 万一、施工中に施設利用者等及び施設・設備等に負傷・損傷等の損害を与えた場合、受注者の責任と負担において対応すること。
- (8) その他本業務に当たり受注者の行うべき消防等関係官公庁及びその他の関係機関への届け出等を行うこと。
- (9) 敷地内は、全面禁煙とする。
- (10) 本修繕を施工するにあたって、必要な用水・電力は施設より支給するものとする。

4 業務内容

明石市立夜間休日応急診療所 2階空調設備の室内機・室外機及びそれらに係る配管等の改修
上記に伴う電気工事

- (1) 修繕範囲
別添図面による（2階会議室2は除く）

(2) 機器仕様

別紙機器一覧参照

(3) 修繕内容

① 空調機器設備

- ・ 既設空調機の撤去及び廃棄
- ・ 新設空調機の据付（室外機の搬出入についてはレッカー作業あり）
- ・ 試運転調整（新規冷媒ガスの充てん含む）

② 空調配管設備

- ・ 冷媒配管の更新
- ・ 室内機付近のドレン配管の更新
- ・ 上記に伴う保温施工（屋外部についてはSUSラッキング施工のこと）
- ・ 室内外機への電源配線及び制御配線の更新
- ・ 冷媒ガスの適正処分

(4) 現場作業

- ・ 2階各室は事務室であるため、平日は執務を行っている。騒音作業については、土曜日の9：00から17：00までに実施すること。
- ・ 室外機の搬出入については、平日の施工可とする。
- ・ 具体的な作業日時及び内容等については夜間休日応急診療所と協議のうえ決定すること。